

後期高齢者医療の被保険者証（保険証） 2回目を送付します

保険証（見本）※桃色

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	令和5年7月31日
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
自己負担金の割合	3割・2割・1割 いずれか記載
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3940

有効期限
令和5年7月31日

負担割合
3割・2割・1割
いずれか記載

●自己負担割合2割の新設

後期高齢者医療制度では、今後、75歳以上になる人が増加し、医療費の増加が見込まれることから、令和4年10月から医療費の自己負担割合2割が新設されます。現在、自己負担割合1割負担の人のうち、一定以上の所得がある人は2割になります。

●後期高齢者医療被保険者証（保険証）の送付

自己負担割合2割の新設に伴い、10月1日から使用できる保険証（桃色）を、9月下旬に簡易書留で

郵送します（有効期間は令和5年7月31日まで）。7月に郵送した保険証（水色）は使えなくなるので注意してください。

長期不在などで保険証の受け取りが難しい場合や、新しい保険証が届かない場合は、問い合わせてください。

●自己負担割合

令和4年10月以降、医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は1割、2割、3割のいずれかになります。同世帯の被保険者の令和3年中の所得をもとに、10月から翌年7月までの自己負担割合を判定します。詳しくは、保険証に同封しているチラシ・リーフレットを確認してください。

自己負担割合が2割になる人には、外来医療費の負担増加額を抑える配慮措置があります。詳しくは、10月以降に対象者へお知らせします。

●問い合わせ先

国保年金課医療担当

☎(580)1847

はり・きゅう受療費用を 助成します

国民健康保険および後期高齢者医療に加入している人が、市指定のはり・きゅう院で施術を受ける場合、事前に申請することで自己負担額の一部を助成します。

申請した人に、申請日から有効の「はり・きゅう受療証」を渡します。

●助成金額

- ◇1術（はりまたはきゅう） 施術料 金1290円、助成金額650円
- ◇2術（はりときゅう） 施術料 金1290円、助成金額650円

夜間に人工透析で通院している人へ

福岡県腎臓疾患患者 福祉給付金（前期分）

●対象者 次の全てに当てはまる人

- ◇県内に居住
- ◇身体障害者手帳を持っている
- ◇就労などの理由で夜間（治療開始時間が午後5時以降）の人工透析治療回数が1カ月5回以上
- ◇自宅から医療機関までの距離が片道10km以上、または通院のため公共交通機関の運賃を1カ月2000円以上負担

※タクシー使用の場合は領収書による証明が必要

1530円、助成金額770円
※あんま・マッサージなどは適用外
●助成限度 1日1回（1疾病に限る）で1カ月10回まで

●必要なもの ◇国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証◇印鑑

●申請と問い合わせ先

- ◇国民健康保険被保険者 国保年金課国保年金担当 ☎(580)1952
- ◇後期高齢者医療被保険者 国保年金課医療担当 ☎(580)1847

※所得制限あり

●対象期間 令和4年4月～9月

●給付金 月額2000円

●必要なもの ①申請書②通院証明書③債権者登録申出書④住民票

⑤申請者 謄本（世帯全員の分）⑥申請者と配偶者・扶養義務者の令和3年分の所得を証明するもの（令和4年度市県民税課税証明書など）⑦通帳のコピー

※①～③は申請先で配布、④⑥は初めて申請する人のみ提出

●申請期限 9月30日（金）

●申請と問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当 ☎(580)1852